令和８年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	５

府 省 庁 名　　農林水産省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　　　）
要望項目名	特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定農産加工業経営改善等臨時措置法（以下、「加工法」という。）は、特定農産加工業者（※）が行う農産加工品等の関税引下げ等による安価な輸入農産加工品との価格競争等の影響に対処するための取組（経営改善措置）や、世界的規模の需給のひっ迫に起因する輸入原材料の価格水準の上昇等に対処するための取組（調達安定化措置）を促進するため、金融・税制上の支援措置を講ずるものである。 加工法の規定に基づく、特定農産加工業者が経営改善措置又は調達安定化措置に係る事業の用に供する事業所等について、事業所税の課税標準の特例措置の２年の延長を要望する。 ※　加工法第２条第３項に規定する特定農産加工業者又は加工法第２条第４項に規定する事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員とするもの ・特例措置の内容 特定農産加工業者が承認計画に従って実施する措置に係る農産加工品の生産の用に供する施設の事業所に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、１／４に相当する面積を控除するものとする。
関係条文	地法附第 33 条第５項
減収見込額	［初年度］　―　（ ▲８１ ）　［平年度］　―　（ ▲８４ ） ［改正増減収額］　―　（単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 加工法に基づき、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により経営環境が悪化した特定農産加工業者の経営の改善及び原材料の調達の安定化を促進し、農業及び農産加工業の健全な発展を図ることを目的とする。 （２）施策の必要性 我が国の食品産業は、人口の減少、高齢化等による市場の縮小傾向の中、関税撤廃等の国境措置の変更により輸入農産物や輸入加工品のシェアが高まっており、今後も日 EU・EPA や日米貿易協定等による関税引下げ等は段階的に実施されることで相当の影響を被ることが予想されることから、生産コストの削減や製品の品質向上等の積極的な経営改善を行う事業者に対して支援を行う必要がある。また、世界的規模の需給のひっ迫等に起因する原材料の価格水準の上昇・高止まりにより、原材料の調達が困難となっており、原材料の生産地の変更や代替原材料の使用等の原材料の調達安定化の取組に対しても支援が必要である。 特定農産加工業者は、中小・零細企業が大部分を占めているが、国内農林水産業と深く結びついており、地域における主要産業の一つとして、農産物の出荷先となるだけでなく、雇用の場の提供といった役割も有しており、地域経済の活性化の中心として欠かせない存在である。 このため、今後も段階的な関税引下げ等による国境措置の影響及び世界的規模の需給のひっ迫等の影響を受けることが予想される特定農産加工業者に係る税制特例措置を延長し、経営の改善及び原材料の調達安定化を促進していく必要がある。
本要望に対応する縮減案	―

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 農村の振興 《政策分野》 不測時における食料供給の確保 農村における所得の向上と雇用の創出（経済面）
		政策の達成目標	特定農産加工業者の経営の改善及び原材料の調達の安定化を促進し、農業及び農産加工業の健全な発展を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	法人：令和 10 年３月 31 日まで（２年） 個人：令和９年分まで（２年）
		同上の期間中の達成目標	特定農産加工業者の経営の改善及び原材料の調達の安定化を促進し、農業及び農産加工業の健全な発展を図る。
		政策目標の達成状況	本特例措置は、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、制度創設後も 21 の国や地域との EPA/FTA 協定による関税撤廃等の国境措置の変更による影響を継続して受けており、今後も日 EU･EPA 及び日米貿易協定等による関税引下げ等による大きな影響が続くことが予想され、原料である農産物の供給元である農業者への影響も大きい。 また、世界的規模の需給のひっ迫等に起因する原材料の価格水準の上昇・高止まりによる特定農産加工業者への影響も継続されることが予想され、農業及び農産加工業の健全な発展を図るとする目標は未だに達成していない。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和６年度　適用見込件数：110 業者　減税見込額：77 百万円
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置による事業所税の軽減により、高付加価値商品の製造や事業の合理化、原材料の生産地の変更等のための必要な施設の導入等が促進され、製造コストの削減等による特定農産加工業者の経営基盤の強化を図ることが可能になる。日 EU･EPA 及び日米貿易協定等による関税撤廃等の国境措置の変更や、世界的規模の需給ひっ迫等に起因する原材料の価格水準の上昇・高止まりにより大きな影響を受けている特定農産加工業者が、新技術の導入、新商品の開発等により経営改善及び原材料の調達安定化を図ろうとする場合に、地方税法上の支援及び長期低利資金の貸付を行うことは、極めて有効な政策手段となっている。 また、地域の基幹産業としての特定農産加工業者の経営の改善は、地域の雇用確保にも資する。原材料の生産地の変更等による原料受入量の維持・増加により、供給元である農家の販売先が確保され、農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展にも資すると考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	―
		予算上の措置等の要求内容及び金額	制度融資：特定農産加工資金（株式会社日本政策金融公庫）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	特定農産加工業者等が承認計画に基づいて施設の取得又は改良等を行う場合に金融・税制支援が受けられる。株式会社日本政策金融公庫による低利融資に加え、本措置による税負担軽減によりキャッシュフロー改善が図られる。

		要望の措置の妥当性	本特例措置は、累次の関税撤廃等の国境措置の変更や、世界的規模の需給のひっ迫等に起因する原材料の価格水準の上昇・高止まりにより、大きな影響を受けている特定農産加工業者の経営の改善や原材料の調達の安定化を図るための取組について、高付加価値商品の製造や事業の合理化、原材料の生産地の変更等のために必要な施設の導入等を支援し、製造コストの削減等による経営基盤の強化を図るとともに、原料農産物の販売先を確保することで農家への影響を緩和するものであり、妥当なものと考えられる。

<table>
<tr>
<td rowspan="6">これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項</td>
<td>税負担軽減措置等の適用実績</td>
<td>
<table>
<tr><th></th><th>令和
３年度</th><th>令和
４年度</th><th>令和
５年度</th><th>令和
６年度見込</th></tr>
<tr><td>適用件数</td><td>107 件</td><td>102 件</td><td>107 件</td><td>110 件</td></tr>
<tr><td>金額（百万円）</td><td>74</td><td>74</td><td>78</td><td>77</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</td>
<td>課税標準（事業所床面積（㎡）） 129,330 ㎡ [77,598 千円]
（令和５年度）</td>
</tr>
<tr>
<td>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</td>
<td>本特例措置は、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、制度創設後も 21 の国や地域との EPA/FTA 協定による国境措置の撤廃等による影響を継続して受けており、今後も日 EU･EPA 及び日米貿易協定等による関税引下げ等により、大きな影響が続くことが予想され、原料である農産物の供給元である農業者への影響も大きい。
また、世界的規模の需給のひっ迫等に起因する原材料の価格水準の上昇・高止まりによる特定農産加工業者への影響も継続されることが予想され、農業及び農産加工業の健全な発展を図るとする目標は未だに達成していない。
本特例措置が廃止された場合、特定農産加工業者の経営の改善及び原材料の調達安定化への取組が推進できなくなるため、その経営状況が悪化し、結果として農業者も生産した農産物の販売先を失う等、地域経済に大きな影響を及ぼす。
本特例措置は、地域の基幹産業である特定農産加工業における経営の改善及び原材料の調達安定化を促進することで、地域の雇用促進や、原料の供給元である農業者の販売先の確保を図るものであり、地域経済の維持・発展に有効なものと考えられる。</td>
</tr>
<tr>
<td>前回要望時の達成目標</td>
<td>特定農産加工業の経営改善及び原材料の調達の安定化を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。</td>
</tr>
<tr>
<td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td>
<td>本特例措置は、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、前回要望時以後も日 EU・EPA や日米貿易協定等による段階的な関税撤廃等の国境措置の変更により、特定農産加工業者は継続して大きな影響を受けており、原料である農産物の供給元である農業者への影響も大きい。
また、世界的規模の需給のひっ迫等に起因する原材料の価格水準の上昇・高止まりによる特定農産加工業者への影響も継続されることが予想され、農業及び農産加工業の健全な発展を図るとする目標は未だに達成していない。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">これまでの要望経緯</td>
<td>平成元年度創設。以降６年度、７年度（対象業種追加）、８年度、10 年度、11 年度、13 年度、15 年度、16 年度、18 年度、20 年度、21 年度、23 年度、25 年度、26 年度、28 年度、30 年度、31 年度（対象業種追加）、令和３年度、５年度及び６年度（支援措置追加）に延長。
（課税標準の軽減措置が 16 年度改正で１／２から１／３に縮減、18 年度改正で１／３から１／４に縮減、21 年度改正で従業者割を廃止。）</td>
</tr>
</table>